

文化功労者年金の支給を受ける権利に対する差押えの可否

- 【文献種別】 決定／最高裁判所第三小法廷
【裁判年月日】 令和6年10月23日
【事件番号】 令和6年（許）第1号
【事件名】 仮差押命令認可決定に対する保全抗告審の取消決定に対する許可抗告事件
【裁判結果】 原決定破棄・差戻し
【参照法令】 文化功労者年金法1条・3条
【掲載誌】 裁時1850号6頁、銀法920号67頁
◆ LEX/DB 文献番号 25573832

日本大学教授 吉田純平

事実の概要

X（抗告人）は、文化功労者年金法所定の文化功労者であるY（相手方）を債務者として、Yの第三債務者国に対する同法に基づく年金（以下「本件年金」という。）の支給を受ける権利について仮差押命令の申立て（以下「本件申立て」という。）等をした。

原審は、文化功労者自身が現実に本件年金を受領しなければ本件年金の制度の目的は達せられないから、本件年金の支給を受ける権利は、その性質上、強制執行の対象にならないと解するのが相当であり、上記権利に対しては強制執行をすることができないというべきであると判断し、上記権利の仮差押えを求める本件申立ては理由がないとして、これを却下した。Xが許可抗告。

決定の要旨

原決定破棄、差戻し。

「文化功労者年金法は、1条において、同法は文化の向上発達に関し特に功績顕著な者（文化功労者）に本件年金を支給し、これを顕彰することを目的とする旨を、3条1項において、文化功労者には、終身、本件年金を支給する旨を、同条2項において、本件年金の額は、文化の向上発達に関する功績に照らし、社会的経済的諸事情を勘案して、文化功労者を顕彰するのにふさわしいものとなるようにしなければならない旨をそれぞれ定めているところ、同法その他の法令において、本件年金の支給を受ける権利に対して強制執行をす

ることはできない旨を定めた規定は存しない。そして、文化功労者年金法の上記の各定めによれば、本件年金は、文化功労者の功績等を世間に知らせ、表彰することを目的として支給されるものと解される。そうすると、国が文化の向上発達に関し特に功績顕著な者を文化功労者として決定することにより、その者に本件年金の支給を受ける権利が認められることで、上記の表彰の目的は達せられるものといえ、その者が現実に本件年金を受領しなければ上記目的が達せられないとはいえない。したがって、本件年金の支給を受ける権利は、その性質上、強制執行の対象にならないと解することはできない。

以上によれば、本件年金の支給を受ける権利に対しては強制執行をすることができるというべきである。」

判例の解説**一 問題の所在**

債権執行においては、債務者が有する債権が差押えの対象となるためには、その債権が差押えの対象となるべき性質（被差押適格）を有する必要がある。これには、その債権が差押禁止債権（民執152条）として規定されていないことのほか、財産的価値があること、譲渡可能性を有すること、差押え当時に債務者に属することが挙げられる¹⁾。このうち、譲渡可能性がないことは、他人が代わって行使することができないことを意味し、したがって執行換価できないから被差押適格を有しないとされる²⁾。ここには、いわゆる一身専属権

のほか、他人の給付受給によっては目的を達し得ない債権が含まれる³⁾。本件では、文化功労者年金法に基づく文化功労者年金の支給を受ける権利について仮差押命令の申立てがあり、譲渡可能性が否定されるような債権について、その被差押適格が問題となったものである。なお、本件では仮差押命令が申し立てられたものであるが、差押えと議論の意味は変わらないので、「差押え」と示して論じる。

本件で保全債務者となっているYが該当するところの文化功労者は、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者（文化功労者年金法1条）として文部科学大臣により決定され（同法2条）、終身、政令で定める額の年金が支給される（同法3条）⁴⁾。

本決定は、文化功労者年金の支給を受ける権利について、差押えの対象となることを肯定したものである。文化功労者年金の支給を受ける権利それ自体が問題となる執行事件はまれであろうから本問題そのものの意義は大きくないが、債権の被差押適格に関して理論的な意義を有すると思われる。

二 学説・裁判例

文化功労者年金の支給を受ける権利の被差押適格を論じた学説がないのに加え、債権の被差押適格、特に譲渡可能性との関連について体系的に論じた学説も見当たらない。そのためここでは、関連する裁判例を紹介する。

1 一身専属権に関する裁判例

遺留分減殺請求権（現行法上の遺留分侵害額請求権）について、これを行使上の一身専属権であると解して、行使前の形成権として遺留分減殺請求権を差し押さえることができないとした裁判例（東京高決平6・8・10東高民45巻1＝12号33頁）がある一方で、保険事故が発生して具体化している生命保険契約に基づく保険受取人の保険金請求権について被差押適格を認めた最高裁の判決（最判昭45・2・27判時588号91頁）や生命保険の解約返戻金請求権の被差押適格を認めた最高裁の判決（最判平11・9・9民集53巻7号1173頁）がある。ただ、後者の2つは、それぞれ保険金請求権、解約返戻金請求権（生命保険契約の解約権）は一身専属権ではないと判断しているので、行使上の一身専属権を差し押さえられることを示した判例があるというわけではない。

2 他人が給付を受けると債権の目的を達し得ない債権に関する裁判例

債権の性質上、他人が給付を受けることになるとその債権の目的を達し得ない債権は、一般に差押えができないとされる⁵⁾。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律98条による作業報奨金の支給を受ける権利が強制執行の対象とならないとした最決令4・8・16（判タ1504号30頁）は、このような債権について被差押適格がないことを初めて認めた最高裁判決である⁶⁾。本件の年金給付を受ける権利について、他人が給付を受けることになるとその債権の目的を達し得ない債権であるとして差押えを否定した原審決定は、この最高裁決定の影響を大きく受けたと予想される。

大審院については、石油試掘奨励金について、譲渡することができない債権として、この請求権について出された転付命令の効力を否定したものの（大判昭10・1・14民集14巻1頁）が見られる。他方、地方鉄道補助金（大判昭10・5・20民集14巻900頁）や開墾助成金（大判昭10・9・27民集14巻1655頁）について、差押えを認めた判決が見られる。すなわち、国や地方公共団体が特定の事業等の遂行のために支出する補助金の請求権については、他人が行使すると目的を達し得ない債権として挙げられるところであるが、大審院の判例としては、その判断が分かれるところであった。これらの判例では、他人が給付を受けると債権の目的を達し得ない債権についても、差押えの可能性を認める余地があることが示されている、と見ることができる。

なお、譲渡禁止特約がある債権については、差押えが許されるとする判例（最判昭45・4・10民集24巻4号240頁）がある⁷⁾。

三 検討

以下では、本件で問題となっている文化功労者年金の支給を受ける権利について差押えが許されるかについて、債権の被差押適格（譲渡可能性と「他人の給付受給によっては目的を達し得ない債権」）、差押禁止債権、および年金受給権の差押禁止という3つの観点から検討する。

1 譲渡可能性

一般的に、法律上または性質上譲渡できずあるいは他人が代わって行使できない債権は、被差押適格を有しないとされる。法律上譲渡が禁止されているものは多いが、たとえば災害補償等に基づ

く請求権（労基 83 条 2 項など）、社会保険に基づく請求権（労災 12 条の 5 第 2 項、厚年 41 条 1 項、国公共済 48 条など）、公的扶助に基づく請求権（生活保護 58 条⁸⁾、障害総合支援 13 条、児福 57 条の 5 第 2 項など）がある。ただし、これらは概して、譲渡が禁止されると並んで差押えも明文で禁止されている。

また、帰属上または行使上の一身専属権（氏名権・商号権、本人の行使前の請求権・財産分与請求権・遺留分侵害額請求権、配偶者居住権、公租公課請求権など）のほか、他人の給付受給によっては目的を達し得ない債権（国・地方公共団体等の補助金で特定の事業等の遂行の資金に充てられるものの交付請求権、被災者の支援金受給権など）、特定人との間で他の債務と決済することを要する債権（交互計算に組み入れられた各個の債権など⁹⁾）もこれに当たる¹⁰⁾。

ところで、債権の被差押適格に関して、ある債権を差押えの対象外とすること（被差押適格を否定すること）は、その債権を強制執行の対象外とすることを意味している。この意味において、債権の差押可能性が、債権の譲渡可能性を前提とするか、すなわち、債権の譲渡不可能がその債権に対する強制執行の可能性を原則として否定するものか検討の余地がある。というのも、上記のとおり、譲渡禁止特約のある債権については、判例が差押えを認めるところであり、また一般的に譲渡がなされ得ない請求権についても差押えを肯定する裁判例が見られるのであるから、その前提自体が疑われるのである。

思うに、ある債権が譲渡可能であること自体は、その債権が執行の対象であるか否かの判断については問題とならない。債権の被差押適格については、結局は、その債権が執行手続を通して換価され、執行債権の満足を得られる可能性があるかに尽きるわけであるが、債権の譲渡可能性自体はこれに影響しない。差押債権者が取立権（民執 155 条 1 項）に基づいて当該債権について支払いを受けることが可能であれば執行可能であり、任意であれば法律上であれ、譲渡ができないことは問題とならないといえる。

なお、譲渡可能性は、転付命令の有効性の要件であることは明らかである。すなわち、転付命令には、その効力として権利移転効があるから、譲渡できない債権については転付命令の対象とはな

らない。

この点、本件における年金給付の受ける権利は、譲渡できる性質のものでないことは確かであろうが、転付命令が認められるかどうかは別として、その金銭的な価値について否定する必要はなく、執行の対象とすることは認めることができる。

2 「他人の給付受給によっては目的を達し得ない債権」

一般的には、他人の給付受給によっては目的を達し得ない債権は、被差押適格を有しないとされている。たとえば、国・地方公共団体等の補助金で特定の事業等の遂行の資金に充てられるものの交付請求権や被災者の支援金受給権などが挙げられる。上述の令和 4 年決定においても、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 98 条による作業報奨金の支給を受ける権利については、これに当たるとして差押えが認められないとされた。

とはいえ、一身専属権についても同様であるが、その債権の目的が果たせないとしても、その債権に金銭的な価値があり、これが支払われることによって執行債権者が金銭的な満足を得られるような場合に、その債権を執行の対象から除く必要はないと考える。

そうすると、やはり本件における年金受給を受ける権利についても、かりに他人の給付受給によって目的を達し得ない債権であるとしても、そのことにより強制執行の対象となることを否定する必要はない。

3 民事執行法上の差押禁止債権

強制執行の対象となることができると債権であるうち、社会政策的な観点から、法律によって差押えが禁止される債権、または範囲を画して差押えが禁止される債権がある。民事執行法 152 条によって給料債権等の継続的給付債権について差押禁止が代表的なものである。同条によれば、給料等の継続的給料債権については、支払期に受けるべき給付の 4 分の 3 に相当する部分については同条による給料債権等の差押禁止は、憲法上認められる債務者の最低限度の生活を保障することを目的とする。

法律上、明文の規定がないと差押禁止が認められないかといえばそうではない。上記趣旨から差押えを禁止することが妥当である場合には、明文の規定がなくとも差押えが違法となる余地があ

る。関連する議論として、差押禁止債権である給料債権が、労働者の預金口座に振込みの方法により支払われ、法律で差押禁止が規定されていない預金債権に転化した場合の問題がある。通説・判例(東京高決平 22・6・22 判タ 1340 号 276 頁など)は、このような預金債権に対する差押えを認めたとうえで、差押え範囲の変更(民執 153 条)によって債務者保護に対応することとしている。ただ、預金債権の原資が給料等の差押禁止債権であることの識別・特定が可能な場合(たとえば給与受領専用口座に給与が振り込まれた場合など)には、給与の差押禁止範囲を超える差押えは違法であり、執行債務者は、差押命令に対する執行抗告により差押えの取消しを求めることができると解するべきである¹¹⁾。

そうすると、明文により差押えが禁止されなくても、差押禁止の趣旨である最低限の生活の保障を目的として、ある債権について差押え(強制執行)が禁止される場合があるといえる。本件の年金給付を受ける権利については、最低限の生活を保障するという目的が当てはまらないものなので、差押禁止債権とはならないといえる。

4 年金受給権の差押禁止

国民年金、厚生年金およびその他の年金の年金受給権については、差押禁止が法定されている(国民年金法 24 条、厚生年金法 41 条 1 項など)。年金の差押禁止の趣旨は、民事執行法上の差押禁止と同様に、債務者の生活保障である¹²⁾。国民年金および厚生年金の目的が、国民の生活を保障し、その福祉の向上を図るという目的をもつ給付であるから、その年金を受給する権利を保護することは、この年金の目的を達することに資するのである。このような目的のためには、年金は差押えが禁止されなければならないところだが、本件の年金受給を受ける権利については、その目的が異なるのであり、やはりその趣旨から差押えを禁止する必要はないといえる。

以上の検討から、本件における年金給付を受ける権利は、被差押適格が肯定されるとともに、民事執行法上によっても、年金法によっても差押禁止の対象とならないことから、差押えの対象となるものとされるべきである。ただし、この年金の受給を受ける権利が、その受給者にとって最低限の生活に必要である状況であれば、差押禁止債権として扱われることが許されよう。

5 本決定の内容

本決定は、まず、文化功労者年金法には、同年金について差押禁止の規定が存在しないことを確認する。そして、文化功労者年金法の第 1 条、および第 3 条 2 項を挙げたうえで、この年金については、文化功労者の功績等を世間に知らせ、表彰することを目的として支給されるものと解している。そのうえで、国が文化の向上発達に関し特に功績顕著な者を文化功労者として決定することにより、その者に本件年金の支給を受ける権利が認められることで表彰の目的を既に達成することができる、とする。すなわち、上記令和 4 年最高裁決定の判断枠組みを引き継ぎ、それを前提としたうえで、実際に文化功労者が年金の支払いを受けなくてもその債権の目的を達成することができるから、「その者が現実を受給しなければ目的を達し得ない債権」とはいえず、したがって強制執行の対象とはなる、と判示したものである。

上で検討したように、本件のような文化功労者年金を受給する権利が強制執行の対象となりうるという結論は妥当である。しかし、明文の規定がないことの一事をもって、ある債権についての差押えが違法でないとはいえないし、他人への給付によって目的を達し得ない債権であることによつて差押えが不可となるわけではないので、本決定の判断枠組みには疑問がある。

●—注

- 1) 伊藤眞＝園尾隆司編『条解民事執行法』(弘文堂、2019 年) 1238 頁 [下村眞美]。
- 2) 中野貞一郎＝下村正明『民事執行法〔改訂版〕』(青林書院、2021 年) 695 頁。
- 3) 中野＝下村・前掲注 2) 696 頁。
- 4) 現行(平成 15 年施行)の文化功労者年金法施行令第 1 条によれば、年金の額は 350 万円である。
- 5) 中野＝下村・前掲注 2) 696 頁。
- 6) 佐瀬裕史「判批」ジュリ 1583 号 112 頁。
- 7) 私人間の契約によって債権から強制執行の客体たる性質を奪うことはできないからである。
- 8) 同条によれば、給付請求権のみならず、既に給与を受けた保護金品及び進学・就職準備給付金も差押えが禁止される。
- 9) 大判昭 11・3・11 民集 15 卷 320 頁。
- 10) 中野＝下村・前掲注 2) 696 頁。
- 11) 東京地判平 15・5・28 金法 1687 号 44 頁、広島高判平 25・11・27 金判 1432 号 8 頁。
- 12) 堀勝洋『年金保険法〔第 5 版〕』(法律文化社、2022 年) 273 頁。